

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、役員報酬（基本報酬及び業績連動報酬）と退職慰労金で、平成 30 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、役員報酬のうち、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、業績連動報酬については、当年度の業績等を勘案し、理事会において決定し、基本報酬に準じた方法で支払っています。退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額 (注 2)	
	役員報酬	退職慰労金
対象役員 (注 1) に対する報酬等	122	4

(注 1) 対象役員は、理事 33 名、監事 6 名です。

(注 2) 役員報酬については、業績連動報酬 7 百万円を含んでいます。また、退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬及び業績連動報酬）

役員報酬は、前年度の支給実績及び事業実績などを勘案したなかで、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定しています。報酬総額の最高限度額の範囲内において、理事各人別の基本報酬額及び業績連動報酬額については、役職・責務及び当年度の業績等を勘案し、理事会の審議機関である理事報酬審議委員会（構成員 7 名、1 回開催（平成 30 年度））で審議を行い、理事報酬審議委員会からの報告を受け、理事会で決定し、監事各人別の報酬額については、監事の協議によって定めています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員退職慰労金規程に基づき、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当 J A の職員及び当 J A の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当 J A の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成 30 年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注 1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注 2) 「主要な連結子法人等」とは、当 J A の連結子法人等のうち、当 J A の連結総資産に対して 2 % 以上の資産を有する会社等をいいます。

(注 3) 「同等額」は、平成 30 年度に当 J A の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注 4) 平成 30 年度において当 J A の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

3. その他

当 J A の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。